

農林水産部

農林水産委員会

【所管関係資料】

（当日配付）

6月 19日提出

漁港施設機能強化事業の補助金業務における事務手続きの誤りについて

水産漁港課

令和7年度の漁港施設機能強化事業（金浦漁港岸壁工事）において、本来必要な手続きを経ずに予算を執行したため、補助金の返還が必要となった。

1 事業の概要

- 事業名 金浦地区 漁港施設機能強化事業
- 事業内容 金浦漁港岸壁改良（L=35.9m）
- 事業費 127,000千円

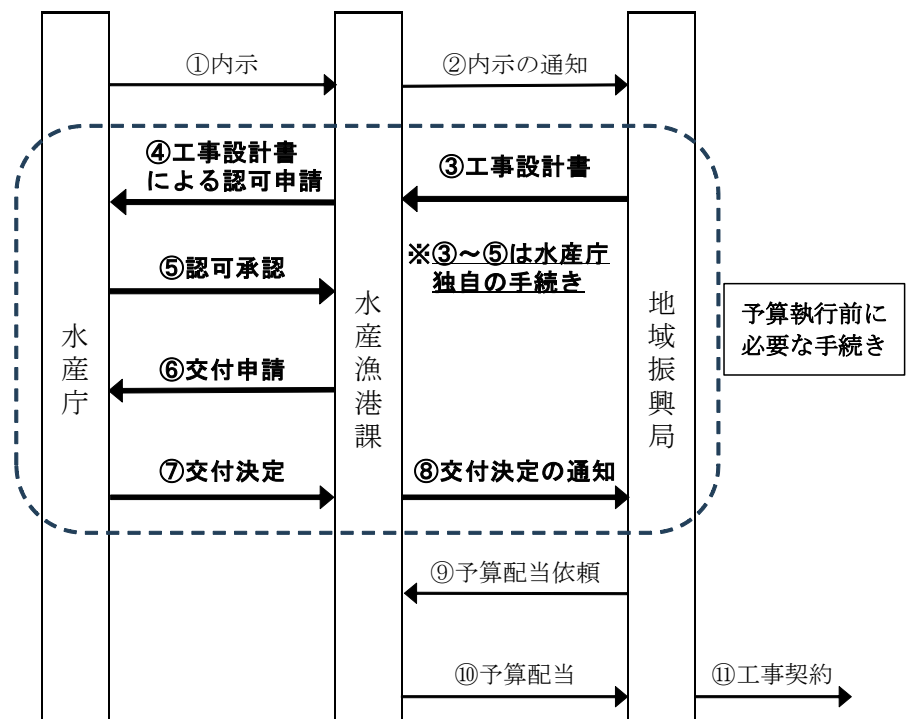
（R6繰越予算 120,000千円 うち国費 60,000千円）
（R7予算 7,000千円 うち国費 3,500千円）

2 事務ミスの概要

令和7年度予算について、国からの認可承認・交付決定（③～⑧）に係る手続きを経ずに、工事契約（⑨～⑪）を行った。

- 水産漁港課が振興局からの配当依頼を受け、他地区と混同して交付決定前の予算を振興局へ配当。
- 振興局が交付決定の有無を確認せずに工事を契約。
- 水産漁港課が交付決定前の予算執行を把握した後、国へ事実を伝えずに交付申請手続きを実施。

水産庁所管の公共事業における事務手続きの流れ



※以降の手続きは記載省略

3 事務ミスが発生した原因

- 水産庁所管の公共事業における独自の補助金業務について、理解が不十分であったこと。
- 組織的なチェック体制が不十分であったこと。
- 工事契約後に、誤った認識により水産庁に報告せず交付申請手続きを行ったこと。

4 今後の対応と再発防止策

(1) 今後の対応

- 所定の手続きを経て、令和7年度予算7,000千円のうち、国費3,500千円を国へ返還予定。

(2) 再発防止策

- 水産庁所管の公共事業の補助金業務に関する手順について、改めて担当省会議等で周知。
- 補助金業務と発注業務の流れを明確化した新たなチェックシートを作成し、運用を徹底。
- 水産漁港課及び地域振興局双方によるクロスチェック体制の強化。